



答申第502号  
平成27年9月11日

神戸市水道事業管理者 見 通 孝 様

神戸市個人情報保護審議  
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成27年9月11日付け水事業第605号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国勢調査のための水道使用者情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 国勢調査の実施にあたり、対象者を捕捉できない世帯割合が高く予測される中で、調査の督促を迅速かつ効果的に行い捕捉率の向上を図るために、水道使用者情報を企画調整局政策企画部総合計画課へ提供することは、国勢調査の正確な把握という公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

国勢調査のための水道使用者情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【個人情報項目】

国勢調査を効率的かつ正確に行うために必要な下記情報：

神戸市内に存する、業態が（家事用\*・店舗付住宅\*・共用家事用\*）かつ、国勢調査の調査期日午前0時時点で水道開栓中の水道使用者に係る水栓所在地（建物名、部屋番号を含む）

但し、上記調査期日前2カ月間の請求分の請求情報について使用実績がない者を除く。

※ 語句説明

- ・家事用 : 住宅で生活用水として使用するもの
- ・店舗付住宅 : 店舗付住宅で生活用水にのみ使用するもの  
(店舗に給水装置があっても、給水栓が1栓程度であり、生活用水にのみ使用するものを含む)
- ・共用家事用 : 住宅において生活用水として2戸以上で共用するもの



答申第503号  
平成27年9月11日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成27年9月11日付け神企政総第730号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国勢調査のための水道使用者情報の電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 国勢調査の実施にあたり、対象者を捕捉できない世帯割合が高く予測される中で、調査の督促を迅速かつ効果的に行い捕捉率の向上を図るために、水道使用者情報を利用するにあたり、対象者情報を確実に把握して事務執行するためには、電子計算機処理が不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

国勢調査のための水道利用者情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【個人情報項目】

国勢調査を効率的かつ正確に行うために必要な下記情報：

神戸市内に存する，業態が（家事用\*・店舗付住宅\*・共用家事用\*）かつ，国勢調査の調査期日午前 0 時時点で水道開栓中の水道使用者に係る水栓所在地（建物名，部屋番号を含む）

但し，上記調査期日前 2 カ月間の請求分の請求情報について使用実績がない者を除く。

※ 語句説明

- ・家事用 : 住宅で生活用水として使用するもの
- ・店舗付住宅 : 店舗付住宅で生活用水にのみ使用するもの  
(店舗に給水装置があっても，給水栓が 1 栓程度であり，生活用水にのみ使用するものを含む)
- ・共用家事用 : 住宅において生活用水として 2 戸以上で共用するもの